

事 務 連 絡
令和2年4月21日

市内介護保険事業者各位

奈良市介護福祉課長

住宅改修費支給申請書及び特定福祉用具購入費支給申請書
の郵送受付について（お願い）

平素は、奈良市福祉行政にご理解とご協力を賜わりまして厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止策の一環として、住宅改修費支給申請書及び特定福祉用具購入費支給申請書の受付については、しばらくの間（窓口閉鎖期間中）、郵送で申請をしていただきますようお願い申し上げます。

郵送による受理につきましては、別紙の取り扱いとさせていただきます。

尚、住宅改修事前協議申請書については、確認箇所が多いため、着工予定日については余裕をもって設定してくださるようお願い申し上げます。

ご協力お願いいたします。

ご不明な点がございました場合は、下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】

事務担当：給付係

電話：0742-34-5422（直通）

e-mail：kaigofukushi@city.nara.lg.jp

【送付先】

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 介護福祉課給付係

別紙

住宅改修費支給申請書及び特定福祉用具購入費支給申請書の郵送受付における取り扱いについて

受付日について	申請書の到着日となります。
申請書の控えについて	受け付けた旨を電話連絡しますので、申請書のコピーの余白に「令和〇年〇月〇日受理連絡有り（奈良市担当者〇〇）」（例）などと記載して、受付印に替えてください。※
領収書の扱いについて	領収書については、窓口申請の場合、原本を確認できればコピーの提出でも可としており、その場合、原本、コピー双方に「住宅改修費支給申請（福祉用具購入費支給申請）済 奈良市介護福祉課」の朱色のゴム印を押してきましたが、郵送受付の場合は、原則原本提出としてください（利用者にはコピーを渡す等の対応をお願いします）。※
誤りの修正について	市で確認可能な軽微な誤りについては職権補正をすることとし、書類の修正に伴う再度の郵送のやり取りはできるだけ避けるようにいたします。ただし、受理困難な誤りについては、書類の送り直しを依頼することがあります。
介護保険介護予防・居宅介護住宅改修事前協議申請書の決定通知について	受理後、事業所に郵送いたします。

※どうしても控えが必要な場合は、その旨の明示と、書類のコピーと返信用の封筒をご用意ください。